

保安上の共用制限

当社の経営する自動車道の大きさ、または重量が次のいずれかを超える時。

記

1. 長さ 12 メートル
幅 2.5 メートル
高さ 3.8 メートル
車両総重量 20 トン
2. 走行する自動車の速度が毎時 60 キロメートルを超える時、ただし次の区間においては毎時 40 キロメートルを超える時。
（イ）静岡県裾野市須山字藤原 2255 の 48 番地から同県同市須山字藤原 2428 番地まで
（起点からの距離、3.06 キロメートル地点から 5.78 キロメートル地点まで）
（ロ）静岡県裾野市須山字藤原 2428 番地から同県同市須山字藤原まで
（起点からの距離、6.05 キロメートル地点から 7.76 キロメートル地点まで）
3. 通行しようとする自動車がキャタピラを有するもの、または該当道路を損壊する恐れのある構造、装置を有するものであるとき。

自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第一条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関してする契約は特定のある場合を除きこの約款によるものとする。

ただし、この約款に定めのない事項については法令の規定または一般の慣習によるものとする。

南富士エバーグリーンライン

(静岡県裾野市須山字藤原2255の1679番地より

静岡県裾野市須山字浅木塚国有林71林班まで)

(供用期間等)

第二条 自動車道を使用出来る期間は通年とし、時間（以下「供用時間」という）は下記によるものとする。

4月1日から6月30日まで午前7時から午後6時まで

7月1日から8月31日まで午前0時から午後12時まで

9月1日から3月31日まで午前7時から午後6時まで

ただし、通年の休日の前日は上記始業時間より午後12時までとし、休日は午前0時より上記終業時間までとする。

尚、12月31日及び1月2日、3日、4日は休日扱いとする。

(使用料金)

第三条 自動車道の使用料金は供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第四条 使用券の種類は次の通りとする。

1) 普通使用券

2) 前売使用券

3) 回数使用券

(使用料金の収受等)

第五条 自動車道を通行する自動車の運転者およびその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに普通使用券を受取り、または前売使用券もしくは回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

(使用券の所持等)

第六条 使用者は前条の料金徴収所を通過してから、その自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りではない。

- 2、当社は使用者が前項の提示をしない場合は自動車道に進入したのちに使用券を紛失したことが明らかな場合を除き第三条の使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第七条 当社は自動車道を不正に使用した者については使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払い戻し等)

第八条 当社は未使用で有効期間内の使用券(次項の証票を含む。以下同じ)について払い戻しの請求があった場合は該当使用券に表示された金額(回数使用券については表紙記載の発売金額×未使用券片数/総券片数)から、その10パーセントの手数料を差引いた残額を払い戻す。なお、この場合払い戻し額に生じた10円未満の端数は切り捨てる。

- 2、当社は天災地変その他やむをえない理由により自動車道の供用が出来なくなった場合は普通使用券および前売使用券については収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第五条の手続きを受けた回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。
- 3、当社は前項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は回数使用券の有効期間をその超えた日数だけ延長する。
- 4、前2項の規定は自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
- 5、当社は使用者が第2項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は使用料金の払い戻しをしない。

(係員の指示)

第九条 使用者は当社の係員が自動車道の安全の維持または交通整理のために職務上の指示に従わなければならない。

(使用の拒絶)

第十条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令または保安上の供用制限の規定に違反する場合。
 - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
 - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行にいちじるしく支障を及ぼす恐れがある場合。
 - (4) 自動車道の使用が公の秩序または善良の風俗に反する場合
 - (5) 天災その他やむをえない理由により自動車の通行に支障がある場合。
- 2、当社は使用者が前条もしくは第十三条の規定に違反した場合または自動車道の使用が前項第一条から第四号までのいずれかに該当することとなった場合、もしくは前項第5号の事態が発生した場合は使用者に自動車道からの撤去を求めることができる。

(当社の責任)

第十一条 当社は自動車道の管理に瑕疵があったため、その使用により使用者の生命、身体または財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。

- (1) 使用者の故意また過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触または衝突
- (3) 盗難その他第三者による損害
- (4) 天災地変その他の不可抗力

2、前項の場合において当社の責任は使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道を退去したときに終わる。

(使用者の責任)

第十二条 自動車道またはこれ附属する設備を故意または過失により毀損した使用者はこれを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第十三条 使用者は当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売または頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

富士急行株式会社